

# 学位論文に係る評価基準

保健福祉学専攻

## 1 基本要件

学位論文は、県立広島大学総合学術研究科保健福祉学専攻のディプロマ・ポリシーで定める人材育成目標、学修成果を満たす十分な学術的価値と高い独創性を有するものであること。

## 2 修士論文に係る評価基準

申請者は修士論文を提出し、最終試験で内容についてのプレゼンテーションを行う。

審査委員会（主査1名および副査2名以上）は、研究の背景や目的、研究デザインや方法、研究内容の新規性などの観点から論文審査を行うとともに、最終試験におけるプレゼンテーションで質疑応答が適切になされたかどうかを評価する。

論文は、以下に示す要件に準拠した内容により構成すること

- (1) タイトルは、研究の内容を適切に表したものであること。
- (2) 行われた研究に、保健福祉学専攻の各分野・領域の研究としての新規性および意義があること。
- (3) 研究の背景、目的、対象、方法が明瞭に述べられていること。
- (4) 研究デザインが適切であること。
- (5) ヒトや動物を対象とした研究の場合、倫理的配慮が的確に行われていること。
- (6) 結果として得られたデータおよびその分析方法に信頼性があること。
- (7) 結果に対し、適切な考察がなされていること。
- (8) 研究の限界と今後の課題について述べられていること。
- (9) 論文としての形式や文献表示が整っていること

最終試験のプレゼンテーションは、修士論文の研究成果を、発表時間内で論理的に示す内容であること。質疑応答は適切かつ簡潔に述べられていること。

## 3 博士論文に係る評価基準

予備審査委員会（主査1名及び副査3名）は、学位論文の審査開始の適否を判定し、合格した申請者は、博士論文を提出できる。

学位論文提出までに、学位論文の一部が筆頭著者として学会での研究発表を行い、学外の査読付き学術論文に掲載（掲載確定通知も可）されていなければならない。

審査委員会の委員は、特別な事情がない限り、予備審査委員会と同じ構成員とする。審査委員会において、論文掲載誌のインパクトファクター、あるいは日本学術会議に登録されている学術団体発行の学術誌であること、博士論文が適正に記載されていること、研究分野の知識を習得していること、博士論文の内容を適正にプレゼンテーションでき、最終審査会において質疑応答が的確にできることを総合的に判断して評価を行う。

学位論文の審査に係る主査及び副査の他、学内外の者の参加を募り、公聴会を開催する。なお、論文の構成は、前項2の(1)から(9)に準拠することとする。